

「第433回 判例・事例研究会」

テーマ：事業場外労働のみなし制における「労働時間を算定し難いとき」の要件該当性

日 時	令和7年9月2日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 屋敷 里絵

【判例】

判 例	最高裁令和6年4月16日第三小法廷判決 損害賠償等請求本訴、損害賠償請求反訴事件 (判時2607号75頁)
事案の概要 (本訴)	Xは、外国人の技能実習に係る監理団体であるYに雇用され、技能実習生のための送迎、生活指導や緊急時の通訳等の業務に従事していた。 Xは、事業場外で従事した業務の一部（本件業務）に関し、実習実施者等への訪問予約を行うなどして自ら具体的なスケジュールを管理していた。またXは、Yから携帯電話を貸与されていたが、これを用いるなどして随時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることはなかった。Xの実際の休憩時間は就業日ごとに区々であった。Xは、タイムカードを用いた労働時間の管理を受けておらず、自らの判断で直行直帰することもできたが、月末までに、就業日ごとの始業時刻、終業時刻、休憩時間、訪問先、訪問時刻、おおよその業務内容（面談者、面談内容およびそれぞれの業務時間）等を記入した業務日報をYに提出し、確認を受けていた。 控訴審は、労働基準法38条の2第1項の「労働時間を算定し難いとき」に該当しないと判断。 算定困難性を否定する主な理由として、①Xの業務内容について、具体的な巡回・訪問先やスケジュールはXの判断に委ねられていたものの、担当する実習実施者等は決まっており、巡回・訪問の頻度等もある程度定まっていたことなどから、選択しうる幅には一定の限界があったこと、②Yが携帯電話を貸与してこれを携帯させており、必要に応じて、業務の指示を出したり、報告を受けたりすることができる態勢が

	とられていたこと、③業務日報を通じて業務の遂行の状況等につき比較的詳細な報告を受けており、その記載についてある程度の正確性が担保されていたと評価できることを挙げた。
争 点	労働基準法 38 条の 2 第 1 項に定める事業場外労働のみなし制における「労働時間を算定し難いとき」の要件該当性
判 旨 (抜 粋)	【結論】 原判決のうち、本訴請求に関する Y 敗訴部分を破棄差戻し。 【判断の概要】 1 本件の X の業務内容について、業務の性質、内容やその遂行の態様、状況等、業務に関する指示及び報告の方法、内容やその実施の態様、状況等を考慮すれば、X が担当する実習実施者や 1 か月当たりの訪問指導の頻度等が定まっていたとしても、Y において、X の事業場外における勤務の状況を具体的に把握することが容易であったと直ちにはいい難いと判示。 2 原審の業務日報に関する、①その記載内容につき実習実施者等への確認が可能であること、という判断について、単に業務の相手方に対して問い合わせるなどの方法を採用得ることを一般的に指摘するものにすぎず、実習実施者等を確認するという方法の現実的な可能性や実効性等は、具体的には明らかではないと指摘。また、②Y 自身が業務日報の正確性を前提に時間外労働の時間を算定して残業手当を支払う場合もあったことを指摘した上で、その正確性が担保されていたなどと評価した点については、Y は、本件規定を適用せず残業手当を支払ったのは、業務日報の記載のみによらず X の労働時間を把握し得た場合に限られる旨主張しており、この主張の当否を検討しなければ Y が業務日報の正確性を前提としていたともいえない上、Y が一定の場合に残業手当を支払っていた事実のみをもって、業務日報の正確性が客観的に担保されていたなどと評価することができるものでもない旨指摘。 3 原審は、業務日報の正確性の担保に関する具体的な事情を十分に検討することなく、業務日報による報告のみを重視して、本件業務につき本件規定にいう『労働時間を算定し難いとき』に当たるとはいえないとしたものであり、このような原審の判断には、本件規定の解釈適用を誤った違法があると判断した。